

代理店勧誘方針

【基本方針】

- ◆法令等を遵守することを最優先するとともに、契約者間の公平性に配慮し、適正な営業活動を行います。
- ◆お客様のプライバシーに配慮しつつ、お客様の立場に立ってその意向を尊重し、誠実な営業活動を行います。
- ◆保険契約のプロフェッショナルとして、知識修得・能力向上に努め、常に最善のサービスを提供します。

1. 法令等を遵守します

- (1) 保険商品の販売等に係る勧誘にあたっては、法令、会社の方針、規程、手続き等（以下、「法令等」といいます）を遵守することを最優先します。
- (2) 保険募集人に対する法令等の遵守に係る教育・指導の徹底をはじめ、法令等遵守体制の強化に努めます。

2. お客様にとって最適な商品をご提案します

- (1) 保険商品の販売等に係る勧誘に際しては、お客様の加入目的、収入・資産やご家族の構成等に照らして、公的保険制度を踏まえた最適な保障内容・妥当な保障額の商品をご提案するよう努めるとともに、保険会社等の定める基準等に即した運営管理を徹底し、契約者間の公平性に配慮します。
未成年者、特に 15 歳未満を被保険者とする保険契約については、保険会社等が定める保険金額に基づき保険商品を適正に募集するよう努めます。
- (2) 外貨建の保険、変額年金保険等、リスク性商品を販売する場合には、お客様の加入目的や投資経験・年齢・知識・財産・収入の状況等に十分留意し、お客様のニーズに合致した商品をご提案するよう努めます。

3. 勧誘の際はご迷惑をおかけしません

- (1) お客様のお仕事や生活の平穏を害することのないよう、訪問や電話による勧誘の時間帯には十分配慮します。
- (2) お客様に対して常に節度ある態度で接し、威圧的な態度や乱暴な言動等をもって著しく困惑させるような行為は一切行いません。
- (3) 生命保険・損害保険・少額短期保険・その他の金融商品を販売する場合には、商品および引受保険会社についてお客様の誤解を招くことがないよう、明確に区別して取り扱います。

4. 重要事項等をご説明します

- (1) 保険契約の内容及びご契約に関する重要事項については、「ご契約のしおり・約款」「契約概要」「注意喚起情報」等の書面の交付やこれに代替する電磁的方法による提供等により説明を行い、お客様が十分に理解された上でご加入いただくよう努めます。また、「パンフレット」等の募集資料は、保険会社等の規定に従った適正なものを使用します。
- (2) 上記以外で販売・勧誘する保険商品等についても、上記方針に則り、お客様に重要事項をご理解いただくよう努めます。
- (3) 保険募集人に対しては、定期的に商品内容、お客様に対して説明すべき事項、説明に際して考慮すべき事項および説明方法等についての研修、勉強会等を行い、お客様に対して十分な説明ができる体制の強化に努めます。

5. お客様に関する情報は適正に取り扱います

お客様のプライバシーを保護する観点から、お客様に関する情報は業務上必要な範囲で収集・使用するとともに、厳重な管理を行う等、適正に取り扱います。